

# 令和4年度 第5回福岡地方最低賃金審議会

令和4年8月17日(水) 11:30  
福岡合同庁舎本館8階共用第7会議室

## 議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

(3) その他

3 閉 会

令和 4 年 8 月 17 日

福岡労働局長  
安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会  
会 長 平 木 真 朗

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記産業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙の 1 については全会一致で改正決定の必要性有りとの結論に達したことを答申する。

別紙の 2 については、継続審議となった。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー
- 5 福岡県自動車（新車）小売業

1 改正決定する必要性有りとの結論に達したもの

- (1) 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号)
- (2) 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号)
- (3) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金  
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号)
- (4) 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金  
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号)

2 継続審議

- (1) 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金  
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号)

福岡労発基 0817 第1号  
令和4年8月17日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 平木 真朗 殿

福岡労働局長  
安達 栄

福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金  
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金  
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金  
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）